



2026 年 8 月 17 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 ト ラ イ ア イ ズ
代 表 者 代表取締役社長 岩尾 俊兵
(コード 4840 東証スタンダード)
問 合 せ 先 取締役 COO 兼 CTO 小林 尚生
電 話 0 3 (3 2 2 1) 0 2 1 1

訴訟の提起に関するお知らせ

2026 年 1 月 23 日付け「特別損失の計上に関するお知らせ」にて公表しました沖縄リゾート開発事業における未回収債権等に関して、当社は、沖縄リアルター株式会社らに対して、請負代金の返還等を求める訴えを東京地方裁判所に提起しましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 訴訟を提起した裁判所及び年月日

裁判所 東京地方裁判所
提訴日 2026 年 8 月 14 日

2. 訴訟を提起した相手

- (1) 名 称：沖縄リアルター株式会社
所在地：沖縄県沖縄市美里五丁目 24 番 6 号メゾン向陽 101 号
代表者：代表取締役 上田 公太
- (2) 名 称：株式会社 WISE PROPERTIES
所在地：東京都新宿区西新宿六丁目 5 番 1 号 新宿アイランドタワー2 階
代表者：代表取締役 與座 有璃
- (3) 氏 名：上田 公太
住 所：東京都新宿区

3. 訴訟の内容及び請求額

建築請負工事に基づく既払いの請負代金等の返還、開発プロジェクトの実現不能に伴う損害賠償請求などとして、合計 7 億 9,021 万円の支払いを求めるものです。

4. 訴訟提起に至る経緯等

当社は、2023 年 12 月期から、沖縄リアルター株式会社との間で戦略的業務提携を行い、沖縄リゾート開発事業に着手し、具体的な開発事業として、2024 年 12 月期及び 2025 年 12 月期に

おける完成を目標とする複数のプロジェクトを進めておりましたが、提携先の沖縄リアルターとプロジェクトの進捗状況や完了予定について協議を重ねてきたものの、プロジェクトの延期を繰り返し、完成の見込みが不透明となっております。

かかる状況にあって、1号案件においては、建築物件が買主に引き渡されているにもかかわらず当社が販売代金等の一切を受領していないことから、請負契約の解除に伴う既払代金額等の返還を求めることとし、また、2号案件においては、開発用地を購入のうえ建築代金等を支払っているにもかかわらず、プロジェクト内容が開発地の条例に準拠しておらず実現不可能であったことから、開発プロジェクトの遂行責任として、当社が被った損害の賠償を求めることとしました。

なお、2026年1月23日付け「特別損失の計上に関するお知らせ」にて公表しましたとおり、かかる請求内容については、開発用地について評価損（売上原価）を、既払金額のうち回収不能と見積もられる金額について貸倒引当金を計上しております。

5. 今後の見通し

本訴訟提起が当社業績に与える影響は現時点では不明ですが、訴訟が進捗するなど、今後開示すべき事項が発生した場合には速やかにお知らせいたします。

以上